

平川市食産業振興センター（食ラボひらかわ）の 廃止に係る経緯及び代替施設について

平川市経済部農林課



1 これまでの経緯（１）

平成10年 県の施設「食品加工研修室」として竣工

平成28年3月 県から市へ施設譲渡（譲渡条件：供用開始から10年間）

同年6月 市の施設「食ラボひらかわ」として供用開始

平成30年4月 加工品に異物が混入する事案発生（損害賠償）

令和元年5月 施設運営の健全化を図るため料金改正（1回目）

同年10月 消費税増税（8%→10%）に伴う料金改正（2回目）

令和3年1月 加工品に異物が混入する事案発生（損害賠償）

令和4年6月 第2回定例会で議員より一般質問
質問：譲渡から10年が経過する令和8年6月以降の運営計画について伺う。
答弁：施設運営や管理に関する課題を整理し、今後のあり方を検討していく。

令和5年2月 市内利用者に配慮した予約受付方法の見直し

同年3月 議員会派からの要望書
内容：機器の経年劣化・費用対効果から廃止の方向で検討すべき。
答弁：廃止も1つの選択肢として視野に入れ、引き続き施設の在り方を検討していく。

同年4月 施設運営の健全化を図るため料金改正（3回目）

同年5月 蒸気ボイラー不具合による修繕（3ヶ月利用停止）

1 これまでの経緯（2）

令和8年3月 第1回定例会で議員より一般質問

質問：施設の在り方について運営方針は決まったのか伺う。

答弁：施設の老朽化、維持管理経費の増大、市外の利用者の増、市内利用者でも特定の方に偏っている状況などを踏まえ廃止の方向で検討している。

同年5月 施設譲渡から5月31日で10年が経過

同年6月 第2回定例会で議員より一般質問

質問：施設の廃止が唐突となった理由を伺う。

答弁：施設の老朽化による維持管理経費の増大が見込まれること、市の6次産業化を推進するという目的と利用実態が乖離していること、などにより、県から譲渡を受けた際の条件である10年間の使用期限を迎えたこのタイミングで廃止を決定することが市全体の利益に繋がると判断した。

「食ラボひらかわ」の廃止条例が可決

ただし、令和9年3月31日まで運営を継続する。

➤「食ラボひらかわ」として供用を開始してからは10年だが、施設の竣工からは既に28年が経過しており、加工機械、建物の老朽化が著しい。

➤令和5年には蒸気ボイラー修繕により3か月休館となった。平成30年、令和3年には機械・設備の老朽化に起因するものとみられる異物混入などの賠償事案が発生した。

➤これまで3度の料金改正を行ったが、施設運営の健全化には至らず。

2 施設の利用状況（1）

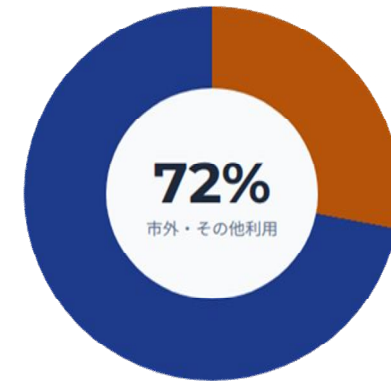
（1）過去10年間の貸出実績

単位：件、円

	H28年度 (10か月)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (9か月)	R6年度	R7年度	計
貸出し件数	103	241	348	351	212	220	253	235	255	268	2,486
うち市内											
小計	53	112	117	117	91	86	91	103	164	197	1,131
農業者	41	65	62	67	68	58	53	73	115	96	698
非農業者	12	47	55	50	23	28	38	30	49	101	433
うち市外											
小計	33	116	220	212	113	130	157	106	91	68	1,246
農業者	21	65	57	21	51	48	40	87	86	62	538
非農業者	12	51	163	191	62	82	117	19	5	6	708
官公庁等	17	13	11	22	8	4	5	26	0	3	109
利用料	116,640	268,140	492,800	981,700	676,580	698,420	784,850	966,840	868,000	838,150	6,692,120

※キャンセル分は件数としてはカウントしていません

- ・総貸出件数2,486件のうち、市内農業者は698件（28%）、市内農業者以外は1,788件（72%）。
- ・直近の令和7年度は貸出件数268件に対し、市内農業者は96件（36%）、市内農業者以外は172件（64%）と市内農業者の利用割合は50%未満。



- 市内農業者 (28%) — 698件
- 市内農業者以外・市外 (72%) — 1,788件

2 施設の利用状況（2）

（2）利用者実数

43者

令和7年度 利用者実数

全体の実利用者数：年間43者が利用。

年間5日以上利用する利用者：市内7者（農業者4者、非農業者3者）、市外5者（農業者5者、非農業者0者）の計12者。

単位：件、者

		R7年度	平成31年度	
			利用者数	5日以上 利用者数
貸出し件数		268	43	12
うち市内	小計	197	22	7
	農業者	96	18	4
	非農業者	101	4	3
うち市外	小計	68	19	5
	農業者	62	15	5
	非農業者	6	4	0
官公庁等		3	2	0

3 施設の運営経費（１）

（１）年間のランニングコスト

単位：円

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	平均
1 人件費（職員2名）	9,758,711	9,758,711	9,758,711	9,758,711	9,758,711	9,758,711
2 人件費（技術指導員1名）	731,290	731,290	731,290	792,915	792,915	755,940
3 燃料費（灯油・ガソリン）	1,447,325	1,560,690	1,605,313	1,746,499	1,668,249	1,605,615
4 光熱水費（電気・ガス・水道）	1,592,186	1,997,423	2,291,957	2,204,386	2,231,555	2,063,501
5 修繕費（外壁補修など）	364,588	1,706,254	602,800	954,140	1,549,860	1,035,528
6 委託料（清掃・警備など）	2,142,936	1,626,235	1,362,660	2,073,918	1,908,399	1,822,830
7 その他（消耗品など）	480,392	482,723	571,696	558,101	659,257	550,434
計	16,517,428	17,863,326	16,924,427	18,088,670	18,568,946	17,592,559

年間利用料収入 約100万円

年間ランニングコスト 約1,700万円

➤年間の利用料約100万円に対し、ランニングコストは約1,700万円となっている。

3 施設の運営経費（2）

（2）修繕費等

①これまでの修繕に要した経費（ランニングコスト表の5修繕費）

単位：円

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
加工機械 ※1	178,000	799,685	115,614	515,038	167,277	33,440	990,000	99,000	0	1,114,190	4,012,244
施設管理 ※2	811,000	313,189	617,436	627,152	377,575	331,148	716,254	503,800	954,140	435,670	5,687,364
計	989,000	1,112,874	733,050	1,142,190	544,852	364,588	1,706,254	602,800	954,140	1,549,860	9,699,608

※1『加工機械』は、機械点検実施後の修繕によるもの。

※2『施設管理』は、その他修繕に関するもの。

②これまでの修繕に新規・更新を加えた経費

単位：円

	H28～R7	主なもの	
加工機械	8,193,453円	修繕	真空包装機、果実洗浄機 など
		新規・更新	食品乾燥機、業務用冷蔵庫 など
施設管理	23,699,030円	修繕	蒸気ボイラー、外壁、シャッター など
		新規・更新	蒸気ボイラー更新、エアコン設置、蒸気配管修繕 など
計	31,892,483円		

➤加工機械、建物設備を含め、10年間で修繕費は約3,200万円を要しており、今後も老朽化による破損等により増額が想定される。

3 施設の運営経費（3）

（3）建物及び機械更新費用

区分	対策内容	概算費用
① 建物大規模改修	築30年を経過する建物の長寿命化工事	23,600 万円
② 加工機械更新（一部）	年間5回以上稼働している機械更新	2,700 万円
合計試算額		26,300 万円

➤仮に施設を存続とした場合に見込まれる概算経費は、建物大規模改修で23,600万円、加工機械更新で2,700万円、合計26,300万円と試算。

4 廃止を決断した理由

1 安全の担保が困難

加工機械のほとんどが導入されてから既に28年が経過し、故障等トラブルが生じた際には部品調達も含め修理不可となっている状況では、利用者の安全・安心を担保できない。

2 多額の財政支出

施設の存続には、老朽化が著しい建物、加工機械の更新が必要であり、多額の財政支出が伴う。

3 施設運営の健全化が困難

既に多額のランニングコストを要しているが、今後も利用者的大幅な増加等が見込めない状況であるため、施設運営の健全化は困難。

4 譲渡条件の満了

令和8年5月31日で県から譲渡を受けた際の条件期間満了。

➤多額の更新費用、維持費に投資することは、多くの市民からの理解が得られないと判断し、県との条件期間満了のタイミングで施設廃止。

5 近隣市町村の加工施設（公営）

名 称	所在地	電話番号	加 工	一般 利用	備 考
弘前工業研究所	弘前市扇町1-1-8	0172-55-6740	加工試作	可	販売不可
リンゴカ	藤崎町大字藤崎字下袋7-10	0172-88-8661	菓子類（パイ、ジャム、乾燥果実、ピューレ）等	可	食品衛生責任者の受講必須
食品加工センター 味な工房	西目屋村大字田代字神田219-1	0172-85-2855 （道の駅にしめや）	麺、アイスクリーム、餅、菓子類等	可	壊れている機械もあるため、条件が合えば貸出可
黒石市バイオ技術センター	田舎館村大字堂野前字川原212-2	0172-58-4558	セミドライりんご	市内のみ	
川倉ふれあいセンター	五所川原市金木町川倉米出100-1	0173-35-2111 （金木総合支所に申請）	漬物、餅等	可	
つがる市木造農産物加工センター	つがる市木造千年25	0173-42-5726	味噌、麴、納豆、豆腐、ジュース等	可	
つがる市稲垣農産物加工センター	つがる市稲垣町豊川宮川31	0173-46-3998	味噌、餅等		
つがる市柏農産物加工センター	つがる市柏下古川花崎111-1	0173-25-2806	餅、揚げ物、蒸し物等		